

株 主 各 位

滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号

日本電気硝子株式会社

取締役会長 有 岡 雅 行

第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第100期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、後述の「議決権行使についてのご案内」に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|----------------------------|
| 1. 日 時 | 平成31年3月28日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号
当社本社会議室 |

3. 目的事項

報告事項

- 第100期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第100期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役賞与の支給の件 |
| 第6号議案 | 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

《議決権行使についてのご案内》



当日ご出席 いただく場合

当日ご出席の際は、お手数ながら**同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出**ください。



郵送による 議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**平成31年3月27日(水曜日)午後5時までに到着**するようにご返送ください。



インターネット等による 議決権行使の場合

詳細につきましては次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認いただき、**平成31年3月27日(水曜日)午後5時までに議案に対する賛否をご入力**ください。

1. 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
2. インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.neg.co.jp/>) に掲載していますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成する際に監査をした書類です。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.neg.co.jp/>) に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

1. インターネット等による議決権行使は、平成31年3月27日（水曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
2. インターネットによる議決権行使は、以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトURL】 <https://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。



（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

3. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
4. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。よろしくお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話：0120-652-031（午前9時～午後9時）

<用紙の請求等、その他のご照会>

三井住友信託銀行株式会社 証券代行事務センター
電話：0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

機関投資家の皆さまへ

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる方法以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

(提供書面)

事業報告

(平成30年1月1日から
平成30年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的基調

当連結会計年度においては、世界経済は、米国では堅調な雇用情勢や個人消費を背景に景気回復が続く一方、欧州や中国では景気の減速感が強まってきました。国内経済は、雇用情勢や個人消費の改善等により緩やかな回復が続きました。

当連結会計年度の成果

	第99期 (29.1 ~ 29.12)	第100期 (30.1 ~ 30.12)	増減
	百万円	百万円	%
売上高	282,447	300,326	6.3
営業利益	32,201	24,865	△22.8
経常利益	34,130	19,832	△41.9
親会社株主に帰属する 当期純利益	27,184	15,199	△44.1

当社グループにおいては、液晶ディスプレイ（LCD）用基板ガラスの出荷は堅調に推移しました。高機能樹脂用ガラスファイバは、当連結会計年度の後半に需要が減少したものの、平成29年9月に取得した米国子会社（エレクトリック・グラス・ファイバ・アメリカ、LLC：EGFA）が売上増に貢献しました。これらにより、売上高は前連結会計年度（平成29年1月1日～12月31日）を上回りました。

一方、損益面では、原燃料価格の上昇、EGFAや電気硝子（廈門）有限公司の増産等に係る先行費用、EGFAにおいて生産性が当初の想定に届かなかったこと、また、為替差損等の影響により、利益は前連結会計年度を下回る結果となりました。

部門別の売上高の状況は次のとおりです。

区 分		第99期 (29.1 ~ 29.12)		第100期 (30.1 ~ 30.12)		増 減	
		売上高	構成比	売上高	構成比	金 額	比 率
ガラス事業	電 子 ・ 情 報	百万円 149,157	% 52.8	百万円 152,225	% 50.7	百万円 3,068	% 2.1
	機能材料・その他	133,289	47.2	148,100	49.3	14,811	11.1
合 計		282,447	100	300,326	100	17,879	6.3

〔電子・情報〕

LCD用基板ガラスは、緩やかな価格下落があったものの出荷は堅調に推移し、モバイル端末用カバーガラス（化学強化専用ガラス）も採用拡大を背景に好調を維持しました。電子デバイス用ガラスは、生活家電等の市場動向に沿って緩やかに伸長し、光関連ガラスは一部の製品を除き概ね順調でした。一方、太陽電池用基板ガラスは低調に推移しました。

これらの結果、電子・情報の分野の売上高は1,522億25百万円（前連結会計年度比2.1%増）となりました。

〔機能材料・その他〕

高機能樹脂用ガラスファイバは、EGFAが売上増に貢献しましたが、第4四半期（平成30年10月1日～12月31日）において、主として欧州や中国市場を中心とした需要減少の影響を受けました。耐熱ガラスは一部で得意先の在庫調整の影響が続くなど全般的に低調でしたが、医薬用管ガラスは中国市場向けが伸び、建築用ガラスは防火設備用途が堅調でした。

これらの結果、機能材料・その他の分野の売上高は1,481億0百万円（同11.1%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は493億39百万円となりました。

電子・情報の分野においては主に電気硝子（厦門）有限公司における生産設備建設のための投資を、機能材料・その他の分野においては主にガラス繊維事業における生産能力拡充等のための投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における所要資金は、設備資金及び運転資金であり、これらを自己資金及び借入金等でまかないました。

なお、当社は、機動的な調達を行うため、国内金融機関と総額250億円のコミットメントライン契約を締結しています。

(4) 主要な借入先 (平成30年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	132億円
三井住友信託銀行株式会社	98億円
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	89億円

(5) 対処すべき課題

《経営の基本方針》

当社グループは、**【日本電気硝子 企業理念体系】**の下、世界一の特殊ガラスメーカーを目指し、材料設計・溶融・成形・加工といった技術により様々な特性や機能を持つガラス製品を開発・生産し、市場に潤沢に供給することにより、社会のニーズに対応していくことを経営の基本においています。同時に、時代に即したCSR（企業の社会的責任）の中から重点課題を設定し活動を推進することにより、企業の社会的責務を果たしてまいりたいと考えています。これらの取り組みを通して、社会の発展に貢献するとともに企業アイデンティティの発信にも努め、企業価値の向上と持続的成長を図ってまいります。

【日本電気硝子 企業理念体系】

わたくしたちは、“文明の産物”の創造を通して社会に貢献するという創業の精神を、企業理念の底流をなすものと位置付けています。

(企業理念)

「ガラスの持つ無限の可能性を引き出し、モノづくりを通して、豊かな未来を切り拓きます。」

スローガン：GLASS FOR FUTURE

(目指すべき企業像)

「世界一の特殊ガラスメーカー」

(大切にしている価値観)

・ お得意先第一 ・ 達成への執念 ・ 自由闊達 ・ 高い倫理観 ・ 自然との共生

《目標とする経営指標》

将来に亘る事業の存続と発展を期するためには、継続的な研究開発と成長投資、並びにこれらの活動を支える売上と利益が不可欠であると考えています。このため、当社グループでは、売上高、営業利益、営業利益率を重要な経営指標と位置付け、中期経営計画において目標値を設定しています。

《中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題》

＜当社グループの経営戦略＞

○中長期的な成長のためのキー・ファクターとコンセプト

＜キー・ファクター＞

＜コンセプト＞

- ・「企業のあり方」・・・ 社会と共存し、社会に貢献する存在
- ・「研究開発」・・・ 夢を実現するガラスの創造
- ・「製造プロセス」・・・ 革新的なプロセスの開発
- ・「環境保全」・・・ 持続可能なモノづくりの実現
- ・「人材育成」・・・ 高い志と熱い心を持つプロ集団

○当社グループのビジネスモデル

- ・人材力、技術力を活用し、高付加価値製品、イノベーティブな製品を追求します。
- ・「モノづくり」(※)を通して、市場の要請に応じ、「板」、「管」、「球」、「繊維」、「粉末」、「成形品」、薄膜・樹脂・金属等との「ハイブリッド製品」といった多種多様な形状と機能を持つガラスを提供してまいります。
- ・「電子・情報」の分野ではディスプレイ用ガラス、光関連・電子デバイス用ガラスなどの、また、「機能材料・その他」の分野ではガラスファイバ、医薬用管ガラス、耐熱ガラス、建築用ガラスなどのビジネスを展開し、バランスの取れた事業ポートフォリオを構築してまいります。
- ・これらの活動を行う中で、企業の社会的責務を果たし、社会の発展に貢献するとともに、企業価値の向上と持続的成長を図ってまいります。

(※) 当社グループが目指す「モノづくり」

社会のニーズに応えるべく、最先端の技術〔材料設計、製造プロセス（溶融・成形・加工）技術、評価技術〕をベースに研究開発を推進し、優れた製品を生み出し、最高水準の品質と高効率の生産により、潤沢に市場に製品を供給します。そして、市場からの声を再び研究開発に活かします。こうした循環が目指すべき「モノづくり」と考えています。

○注力する市場分野

- ・「自動車・輸送」、「情報通信・半導体」、「医療」、「ディスプレイ」の4分野を当社グループの中期的な成長に直結する『拡大・強化分野』と位置付け、この分野への積極的な事業拡大と競争力強化に注力してまいります。
- ・「照明」、「エネルギー」、「社会インフラ」、「家電・住設」の4分野は社会の発展とともに成長が見込め、かつ、ガラスの機能性が発揮できる分野です。これらを『戦略的育成分野』と位置付け、この分野における新たな事業の創出に向けて研究開発を推進してまいります。
- ・上記の活動を通じ、各分野の以下のニーズに応じてまいります。

『拡大・強化分野』

- ◎自動車・輸送： 軽量化材料、車載照明、表示装置、自動運転、車載カメラ、各種電子機器
- ◎情報通信・半導体： 高速大容量光通信機器（5G対応）、次世代半導体（小型高精細・高機能）
- ◎医療： 先進医薬容器、先端医療機器・設備
- ◎ディスプレイ： 次世代ディスプレイ（高精細・薄型軽量・フレキシブル）

『戦略的育成分野』

- ◎照明： 次世代照明（省エネ、高輝度・高出力）
- ◎エネルギー： 再生可能エネルギーシステム、二次電池
- ◎社会インフラ： 高機能防火設備、高性能構造材料（安全・耐久・軽量）
- ◎家電・住設： 高機能家電・住設材料、多機能壁材

<新中期経営計画「EGP2021」>

当社は、このたび2019年度から3か年の新中期経営計画「EGP2021」(Electric Glass Prospects 2021)を策定しました。「EGP2021」の策定にあたっては、「世界一の特殊ガラスメーカー」を念頭に将来を担う若手社員と経営トップが会社の30年後の未来像を議論し、その結果からバックキャストし、中長期的な成長のための5つのキー・ファクターとそのコンセプト（上述<当社グループの経営戦略>の冒頭に記載）を導き出しました。当社は、「EGP2021」をこれらの実現に向けた取り組みと位置付け、各施策を推進し、目標の達成を目指してまいります。

— 基本方針 —

「世界一の特殊ガラスメーカー」の実現に向け、更なる成長を目指す。

— スローガン —

“STRONG GROWTH ～ 高い志を掲げ、壁を打ち破ろう”

（業績の力強い成長と同時に、人材の成長、技術基盤の成長、開発力の成長も図り、企業体質をより強く“STRONG”にすることに主眼を置く。）

— 重点項目と施策 —

①研究開発

- ・製品、技術、製造プロセスの一体的な開発体制構築
- ・マーケティング機能の拡充
- ・年間100億円の研究開発を実行（売上高比3%、対2018年度比43%増）
- ・「夢を形にする」研究開発の追求

②事業戦略

- ・ディスプレイ用ガラス事業の生産性と品質の革新
- ・ガラス繊維事業の拡大とM&Aシナジーの結実
- ・中国をはじめとした成長エリアにおけるプレゼンスの強化
- ・事業価値の評価とリソースの適切な配分

③戦略的投資

- ・将来成長を見据えたM&Aや他社との協業・提携等に備え、通常の設備投資のほかに、当該3か年で約500億円の戦略的投資枠を設定

④CSR

- ・CSRの重点課題「環境・多様性・地域」の取り組みを通じた持続的成長と企業価値向上

— 経営目標 —

- ・売上高 3,500億円
(内訳) 電子・情報 1,750億円 (ディスプレイ用ガラス、光関連・電子デバイスほか)
機能材料・その他 1,750億円 (ガラスファイバ、医療、耐熱、建築ほか)
- ・営業利益 350億円
- ・営業利益率 10%
- ・目標達成年度 2021年度

— 財務方針 —

- ・キャッシュ・フロー重視
- ・資産効率重視 (金融資産・棚卸資産の圧縮、設備の生産性向上と集約)
- ・財務の健全性

— 利益還元方針 —

- ・長期的な安定配当の継続
- ・株主資本配当率 (DOE) 2%以上
- ・中期経営計画達成状況に応じた弾力的な還元策の実施

中期経営計画「EGP2018」の最終年度となる当連結会計年度においては、ディスプレイ分野では、中国の溶融・成形子会社、電気硝子(厦門)有限公司において新設備を立上げ、第1四半期(平成30年1月1日～3月31日)から稼働を開始し、成長市場である中国において新規顧客開拓を推進しました。機能材料等の分野では、ガラス繊維事業においてM&Aにより取得した米国子会社、エレクトリック・グラス・ファイバ・アメリカ、LLCの設備改善や増産工事を行い生産能力の拡充に努めました。新製品や開発関連では、高効率の紫外線透過ガラス、世界最高の可視光透過率を持つ赤外線吸収フィルター、世界最小・高出力ファイバレーザー用光アイソレーター等を開発しました。

当社は当連結会計年度までの3年間、「EGP2018」に積極的に取り組み、ディスプレイ用基板ガラスの生産性改革と海外生産拡充による収益力強化、ガラスファイバのオーガニック成長とM&Aによる拡大等の施策を進めてきました。これらにより、売上高は目標を達成することができ、営業利益については目標には届きませんでした。目標をクリアできる基盤は整えられたと評価しています。

2019年度からは、新中期経営計画「EGP2021」がスタートします。引き続き、目標達成に向けて全力を傾注してまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第97期 (27.1～27.12)	第98期 (28.1～28.12)	第99期 (29.1～29.12)	第100期 (30.1～30.12)
売上高	251,177百万円	239,411百万円	282,447百万円	300,326百万円
営業利益	22,034百万円	19,571百万円	32,201百万円	24,865百万円
経常利益	14,272百万円	13,967百万円	34,130百万円	19,832百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	9,636百万円	4,968百万円	27,184百万円	15,199百万円
1株当たり当期純利益金額	19円38銭	9円99銭	273円29銭	154円26銭
総資産	726,937百万円	693,917百万円	764,420百万円	725,575百万円
純資産	519,801百万円	509,564百万円	543,789百万円	521,547百万円
1株当たり純資産額	1,031円86銭	1,013円92銭	5,416円93銭	5,346円03銭

(注) 平成29年7月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しています。第99期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産額を算定しています。

(7) 重要な子会社の状況 (平成30年12月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ニッポン・エレクトリック・ガラス・マレーシア Sdn. Bhd.	1,303百万マレーシアリングgit	100%	電子・情報及び機能材料・その他の分野におけるガラスの製造、販売
坡州電気硝子株式会社	84,120百万ウォン	60%	電子・情報の分野におけるガラスの加工、販売
電気硝子 (Korea) 株式会社	167,117百万ウォン	100%	電子・情報の分野におけるガラスの製造、販売
電気硝子 (厦門) 有限公司	1,525百万人民元	100%	電子・情報の分野におけるガラスの製造、販売
エレクトリック・ガラス・ファイバ・アメリカ, L L C	100米ドル	100%	機能材料・その他の分野におけるガラスの製造、販売

(注) 1. エレクトリック・ガラス・ファイバ・アメリカ, L L C に対する当社の出資比率は、当社の米国子会社を通じての間接所有分です。

2. 当連結会計年度末の連結子会社は、上記の重要な子会社5社を含め合計27社です。

(8) 主要な事業内容（平成30年12月31日現在）

当社グループは、電子・情報の分野におけるガラスをはじめとする特殊ガラス製品及びガラス製造機械類の製造及び販売を主な事業としています。

区 分	主 要 製 品
電子・情報	薄型パネルディスプレイ（FPD）用ガラス 液晶ディスプレイ（LCD）用ガラス 有機EL（OLED）ディスプレイ用ガラス 化学強化専用ガラス<Dinorex> 光関連ガラス 光通信デバイス用キャピラリー・フェルール 光通信デバイス用レンズ部品 非球面レンズ用硝材<マイクロプリフォーム> 電子デバイス用ガラス 機能性粉末ガラス イメージセンサ用板ガラス 小型電子部品用管ガラス 蛍光体ガラス<ルミファス> 太陽電池用ガラス
機能材料・その他	ガラスファイバ 機能樹脂用チョップドストランド 強化プラスチック用ロービング 自動車用チョップドストランドマット セメント強化用耐アルカリ性ガラスファイバ 建築用ガラス ガラスブロック 結晶化ガラス建材<ネオパリエ> 防火設備用ガラス<ファイアライト> 超薄板ガラス-樹脂積層体<Lamion> 超低反射膜付ガラス<見えないガラス> 耐熱ガラス 超耐熱結晶化ガラス<ネオセラム> 調理器トッププレート用超耐熱結晶化ガラス<StellaShine> 耐熱ガラス<ネオレックス> 照明用ガラス 医療用ガラス 医薬用管ガラス 放射線遮へい用ガラス<LXプレミアム> 魔法びん用ガラス ガラス製造機械

(9) 主要な営業所及び工場（平成30年12月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	滋 賀 県 大 津 市
大 阪 営 業 所	大 阪 市 淀 川 区
東 京 営 業 所	東 京 都 港 区
大 津 事 業 場	滋 賀 県 大 津 市
滋 賀 高 月 事 業 場	滋 賀 県 長 浜 市
能 登 川 事 業 場	滋 賀 県 東 近 江 市
精 密 ガ ラ ス 加 工 セ ン タ ー	滋 賀 県 草 津 市

② 子会社

会 社 名	所 在 地
ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn. Bhd.	マレーシアセランゴール州
坡州電気硝子株式会社	大韓民国京畿道
電気硝子（Korea）株式会社	大韓民国京畿道
電気硝子（厦門）有限公司	中華人民共和国福建省
エレクトリック・グラス・ファイバ・アメリカ, LLC	米国ノースカロライナ州

(10) 従業員の状況（平成30年12月31日現在）

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
6,875名	99名増

- (注) 1. 従業員数は、就業人員です。
 2. 当社の従業員数は、1,678名（前事業年度末比34名増）です。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 240,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 99,523,246株
 （注）発行済株式の総数には、自己株式2,918,451株が含まれています。
 (3) 株主数 13,460名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ニプロ株式会社	12,715千株	13.2%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,951千株	11.3%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,443千株	6.7%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	1,814千株	1.9%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	1,726千株	1.8%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,697千株	1.8%
株式会社滋賀銀行	1,617千株	1.7%
日本証券金融株式会社	1,477千株	1.5%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,390千株	1.4%
JP MORGAN CHASE BANK 385151	1,212千株	1.3%

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,918,451株保有していますが、上記大株主からは除外しています。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。
 3. 平成29年6月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社他6社が平成29年6月15日現在で24,930千株を保有している旨が記載されていますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。なお、当該株式数は株式併合前の株式数にて記載しています。
 4. 平成30年7月23日付で公衆の縦覧に供されているみずほ証券株式会社の変更報告書（大量保有報告書の変更報告書）において、アセットマネジメントOne株式会社他1社が平成30年7月13日現在で5,552千株を保有している旨が記載されていますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。
 5. 平成30年10月18日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書（大量保有報告書の変更報告書）において、野村證券株式会社他2社が平成30年10月15日現在で5,691千株を保有している旨が記載されていますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。
 6. 平成30年12月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書（大量保有報告書の変更報告書）において、三井住友信託銀行株式会社他2社が平成30年12月14日現在で8,512千株を保有している旨が記載されていますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成30年12月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
有岡雅行	取締役会長 (代表取締役)	
松本元春	社長 (代表取締役)	社長執行役員（担当：監査）
竹内宏和	取締役	専務執行役員〔統括：コンシューマーガラス事業、 ガラス繊維事業、電子部品事業〕 ガラス繊維事業本部長
筈本雅博	取締役	常務執行役員〔統括：工務、施設 担当：環境管理、製造技術〕 製造技術統括本部長
佐伯彰久	取締役	常務執行役員（統括：ディスプレイ事業、薄膜事業） ディスプレイ事業本部長 電気硝子（上海）有限公司董事長 電気硝子（厦門）有限公司董事長 電気硝子（南京）有限公司董事長 東陽電子硝子株式会社代表理事
津田幸一	取締役	常務執行役員〔統括：経理、資材、営業管理 担当：事業戦略、総務、人事、情報システム、 東京支社、貿易管理〕
山崎博樹	取締役	常務執行役員〔統括：技術 担当：知的財産〕 技術本部長
小田野純丸	取締役	国立大学法人滋賀大学名誉教授 ケア・インスティテュート株式会社取締役
森修一	取締役	株式会社TOKAIケーブルネットワーク社外取締役
来住富治夫	常勤監査役	
應治雅彦	常勤監査役	
木村圭二郎	監査役	弁護士 共栄法律事務所代表パートナー
松井克浩※	監査役	公認会計士・税理士 松井公認会計士事務所代表 さくら萌和有限責任監査法人代表社員

- (注) 1. ※を付した松井克浩氏は、平成30年3月29日開催の第99期定時株主総会において、新たに選任され、就任した監査役です。
2. 取締役小田野純丸及び森修一の両氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員です。
3. 監査役木村圭二郎及び松井克浩の両氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員です。
4. 監査役松井克浩氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

5. 当事業年度中に退任した監査役の氏名、退任時の会社における地位及び退任年月日は次のとおりです。

氏名	退任時の会社における地位	退任年月日
石井和也	監査役	平成30年3月29日退任（任期满了）

6. 当社は執行役員制度を採用しています。「担当及び重要な兼職の状況」欄中の「統括、担当」は執行役員の業務に係るものです。また、平成31年1月1日付で執行役員の氏名及び担当は次のとおりとなりました。*印を付した執行役員は取締役を兼務しています。なお、取締役宮本雅博氏は、平成31年1月1日付で常務執行役員を退任しました。

氏名	担 当
松本元春*	社長執行役員（担当）：監査
竹内宏和*	専務執行役員〔統括〕：研究開発、プロセス技術、電子部品事業 研究開発本部長
佐伯彰久*	常務執行役員〔統括〕：ディスプレイ事業、薄膜事業 ディスプレイ事業本部長
津田幸一*	常務執行役員〔統括〕：経理、資材、営業管理 （担当）：事業戦略、総務、人事、情報システム、東京支社、貿易管理
山崎博樹*	常務執行役員（担当）：基盤技術、知的財産、環境管理、品質監査、製品安全、対外技術
岸本 暁	常務執行役員（担当）：コンシューマーガラス事業 コンシューマーガラス事業本部長
中村憲生	常務執行役員（担当）：ガラス繊維事業 ガラス繊維事業本部長
松宮晴樹	常務執行役員（担当）：プロセス技術 プロセス技術本部長
金井敏正	執行役員（担当）：薄膜事業 ディスプレイ事業本部薄膜事業部長
竹内清秀	執行役員（担当）：電気硝子建材株式会社 電気硝子建材株式会社代表取締役社長
中川邦広	執行役員（担当）：電子部品事業・営業
野村博明	執行役員（担当）：ガラス繊維事業・営業、営業管理 ガラス繊維事業本部副本部長
久保正也	執行役員（担当）：ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn. Bhd. ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn. Bhd.社長
加埜智典	執行役員（担当）：ディスプレイ事業・製造 ディスプレイ事業本部副本部長
角見昌昭	執行役員（担当）：研究開発 研究開発本部副本部長兼開発部長
森井 守	執行役員（担当）：経理、資材 経理部長
高畑正司	執行役員（担当）：コンシューマーガラス事業・営業 コンシューマーガラス事業本部営業部長
堀内拓男	執行役員（担当）：ディスプレイ事業・営業 ディスプレイ事業本部ディスプレイ営業統括部長
小林正宏	執行役員（担当）：電子部品事業 電子部品事業本部長

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち、社外取締役)	9名 (2名)	345百万円 (14百万円)
監 査 役 (うち、社外監査役)	5名 (3名)	54百万円 (11百万円)
計	14名	399百万円

(注) 取締役の報酬等の総額には、平成31年3月28日開催の第100期定時株主総会において決議予定の取締役賞与80百万円が含まれています。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係（平成30年12月31日現在）

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	小 田 野 純 丸	国立大学法人滋賀大学名誉教授 ケア・インスティテュート株式会社取締役
取 締 役	森 修 一	株式会社TOKAIケーブルネットワーク社外取締役
監 査 役	木 村 圭 二 郎	弁護士 共栄法律事務所代表パートナー
監 査 役	松 井 克 浩	公認会計士・税理士 松井公認会計士事務所代表 さくら萌和有限責任監査法人代表社員

(注) 当社と上記「重要な兼職の状況」に記載した兼職先との間には、いずれも特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	小 田 野 純 丸	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、主に経済学者としての専門的な立場から適宜、質問を行い、また、意見表明等を行っています。
取 締 役	森 修 一	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、主に長年に亘る会社経営の経験に基づき適宜、質問を行い、また、意見表明等を行っています。
監 査 役	木 村 圭 二 郎	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に、また、監査役会13回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的な立場から適宜、質問を行い、また、意見表明等を行っています。
監 査 役	松 井 克 浩	当事業年度において平成30年3月29日就任以降開催した取締役会11回及び監査役会10回の全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的な立場から適宜、質問を行い、また、意見表明等を行っています。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役又は社外監査役が当社に対して会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負担する場合において、当社の社外取締役又は社外監査役としての職務の遂行につき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度とする旨の責任限定契約を締結しています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額	63百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査に係る報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務として、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の賦課金の減免申請に関する確認業務を委託し、対価を支払っています。
3. 「1. 企業集団の現況に関する事項」の「(7) 重要な子会社の状況」に記載の当社の重要な子会社5社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。
4. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等の算定根拠等について確認し、これらが適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により解任します。

また、監査役会は、当社都合の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、同法第344条の定めにより株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループ内への法令遵守、企業倫理の周知徹底を継続的に行う専門組織としてコンプライアンス委員会を設置し、①企業理念、グループ企業行動憲章、グループ企業行動規範の改訂の立案及びこれらを当社グループ各社に浸透させるための諸施策の企画、立案、実施、②国内外の関係法令及び社会情勢の動向などコンプライアンスに関する情報の収集、分析、教育研修、③内部通報制度（窓口：コンプライアンス委員会及び弁護士事務所）の運用を行います。これらの内容は、定期的に取り締役会及び監査役に報告します。

内部監査部門（監査部）は、内部監査規程及び監査計画に基づき、独立した立場で各部門及びグループ各社に対して内部監査を実施し、その状況を適宜社長に報告します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書（稟議その他の決裁書、会議議事録など）は、法令のほか文書管理規程をはじめとする社内規程等に基づいて、適切に保存、管理をします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

定期的にもリスク調査を行い、経営上のリスクの把握、対応等を行います。

また、当社が重要と認識している会社の事業に関するリスク（コンプライアンス、財務、環境、災害、貿易管理、情報管理、品質、製品安全、安全衛生等）については、担当部署又は専門委員会が、必要に応じて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成などの対応を行います。

新たに生じたリスクについては、社長が速やかに対応責任者を決定し対策を講じます。

経営上特に重要な事項については、取締役会、経営会議で審議・報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営目標を明確にし効率的に業務運営を行うため、執行役員制度及び事業部制を導入するとともに、毎年、取締役会において事業部門別及び全社ベースの年度予算（ビジネスプラン）を定めます。また、業績は月次レベルで管理するとともに、経営上の重要事項については取締役会、経営会議、事業部会議等で多面的に審議、検討します。

適時に必要な情報が必要な関係者に伝わり適切な判断がなされるために、電子決裁システムなどIT技術を活用します。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの取締役及び従業員の判断・行動基準となる「グループ企業行動憲章」、「グループ企業行動規範」を制定・周知するとともに、内部通報制度を運用します。

また、当社グループ各社は、財務報告の適正性を確保するために必要な組織体制を整備・運用し、内部監査部門（監査部）がその有効性を評価します。

このほか、子会社に役員を派遣し、各子会社の担当の執行役員を定め、事業遂行上の相談を受け付ける体制を敷くとともに、本社管理部門又は関係する事業部が子会社と定期的に情報交換等を行うなど、適宜、子会社の経営上の課題等を把握・解決します。また、定期的に当社及び子会社を対象にリスク調査を行い、当社グループとしてのリスクの把握を行い、適宜対応します。特に海外子会社については、重大な自然災害の発生等、当社に報告すべき事項のリストを作成し、問題が生じた場合の把握、対応に努めます。当社と子会社の経営トップが必要に応じ会議等を行い、経営効率の向上を図ります。

当社グループ業務の効率面では、グループファイナンスやグループ共通の会計システムを活用します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

総務部に所属する従業員が必要に応じて監査役の職務を補助します。また、当該従業員の異動等の取扱いについては、監査役の意見を尊重します。

(7) 監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、当社グループに重大な影響を及ぼす事項について、事前又は事後に速やかに報告を行います。また、内部通報制度の運営状況、内部監査の実施状況についても、その責任者が適宜報告を行います。

このほか、取締役及び従業員は、監査役が要求した場合には速やかに報告を行います。子会社の監査上の問題把握のため、監査役は、子会社の監査役と適宜連携を図ります。

(8) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度の運用状況は適宜監査役に報告していますが、社内規程において、内部通報制度による通報者に対して、通報を理由とした解雇その他のいかなる不利益取扱いも禁止します。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用については、監査役からの申請に基づき、支払い処理を行います。

(10) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、適宜、代表取締役、会計監査人及び監査部と意見交換を行います。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

運用状況は次のとおりです。

① 主な会議の開催状況について

当事業年度における主な会議の開催状況は以下のとおりです。

取締役会は、14回開催し、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が常時出席しました。各事業部会議は月次で開催され、予算の進捗、事業計画の見直し等について討議を行いました。その他、監査役会は13回、経営会議は24回、コンプライアンス委員会は2回開催しました。

② 監査役職務の遂行について

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、社内の重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席し、又はこれらの会議の議事録等の関係書類を閲覧しました。また、当社の代表取締役、取締役及び子会社取締役と、適宜面談を実施しました。

このほか、監査役は、子会社監査役、内部監査部門（監査部）及び会計監査人との間で適宜会合を行い、積極的に連携を図りました。

③ 内部監査について

内部監査部門（監査部）は、当社グループ全体のコンプライアンス強化に資することを目的として、作成した内部監査計画に従って各部門及び子会社の業務監査等を行い、監査結果については、社長、取締役会及び監査役会に報告しています。

④ リスクの把握・対応について

事業運営に大きな影響を与える可能性のあるリスクを、適時、適切に把握し、そのリスクを回避、軽減する措置を講じるためリスク調査を実施し、調査結果を踏まえたリスクの評価、対応策の検討を行っています。また、災害の発生に備え、BCP（事業継続計画）の対応訓練も実施しています。

⑤ 主な教育・研修の実施状況について

コンプライアンス委員会にてコンプライアンスに関する教育計画を策定し、実行しています。

当社は10月をコンプライアンス強化月間と定めており、当事業年度においても、当社、国内子会社及び海外子会社従業員を対象とした社内研修会、並びに役員及び幹部社員を対象とした外部講師による経営トップ向け講演会を実施しました。

また、当事業年度においては、関係者を対象とした独占禁止法研修会も実施しました。

その他、月1回、身近に起こりそうな事例を取り上げたケースシートを配布するなど、コンプライアンス意識の向上を図っています。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てています。ただし、比率及び1株当たり情報については、表示単位未満を四捨五入しています。

連結貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	252,885	流動負債	112,992
現金及び預金	116,785	支払手形及び買掛金	38,781
受取手形及び売掛金	56,795	短期借入金	33,351
商品及び製品	40,498	1年内償還予定の社債	10,000
仕掛品	1,583	未払法人税等	2,450
原材料及び貯蔵品	26,034	事業場閉鎖損失引当金	2,062
繰延税金資産	5,143	その他の引当金	105
その他	6,235	その他	26,239
貸倒引当金	△ 191	固定負債	91,035
固定資産	472,689	社債	20,000
有形固定資産	386,540	長期借入金	46,653
建物及び構築物	83,170	繰延税金負債	2,606
機械装置及び運搬具	276,102	特別修繕引当金	17,774
土地	12,744	その他の引当金	20
建設仮勘定	13,404	退職給付に係る負債	1,665
その他	1,117	その他	2,314
無形固定資産	31,937	負債合計	204,027
のれん	19,072	(純資産の部)	
その他	12,864	株主資本	505,121
投資その他の資産	54,211	資本金	32,155
投資有価証券	49,710	資本剰余金	34,365
繰延税金資産	1,587	利益剰余金	448,909
その他	2,951	自己株式	△ 10,308
貸倒引当金	△ 38	その他の包括利益累計額	11,330
資産合計	725,575	その他有価証券評価差額金	19,481
		繰延ヘッジ損益	108
		為替換算調整勘定	△ 8,260
		非支配株主持分	5,095
		純資産合計	521,547
		負債及び純資産合計	725,575

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(平成30年1月1日から
平成30年12月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		300,326
売上原価		233,234
売上総利益		67,092
販売費及び一般管理費		42,226
営業利益		24,865
営業外収益		
受取利息	578	
受取配当金	1,334	
その他	1,682	3,595
営業外費用		
支払利息	1,630	
為替差損	4,950	
その他	2,048	8,629
経常利益		19,832
特別利益		
特別修繕引当金戻入額	3,774	
投資有価証券売却益	1,941	
退職給付制度改定益	965	
固定資産売却益	254	6,937
特別損失		
生産設備停止損失	950	
事業構造改善費用	169	
その他	221	1,341
税金等調整前当期純利益		25,428
法人税、住民税及び事業税	4,872	
法人税等調整額	4,868	9,741
当期純利益		15,687
非支配株主に帰属する当期純利益		487
親会社株主に帰属する当期純利益		15,199

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(平成30年1月1日から
平成30年12月31日まで)

(単位 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	32,155	34,320	443,667	△ 306	509,836
当期変動額					
剰余金の配当			△ 9,946		△ 9,946
親会社株主に帰属する 当期純利益			15,199		15,199
自己株式の取得				△ 10,001	△ 10,001
連結子会社の増資による 持分の増減		45			45
その他			△ 11		△ 11
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	45	5,241	△ 10,001	△ 4,714
当期末残高	32,155	34,365	448,909	△ 10,308	505,121

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	30,123	△ 208	△ 1,279	346	28,982	4,969	543,789
当期変動額							
剰余金の配当							△ 9,946
親会社株主に帰属する 当期純利益							15,199
自己株式の取得							△ 10,001
連結子会社の増資による 持分の増減							45
その他							△ 11
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△ 10,642	317	△ 6,981	△ 346	△ 17,652	125	△ 17,526
当期変動額合計	△ 10,642	317	△ 6,981	△ 346	△ 17,652	125	△ 22,241
当期末残高	19,481	108	△ 8,260	—	11,330	5,095	521,547

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	159,480	流動負債	88,785
現金及び預金	68,433	買掛金	30,348
受取手形	2,093	短期借入金	25,526
売掛金	34,767	1年内償還予定の社債	10,000
商品及び製品	18,946	未払金	8,490
仕掛品	1,195	未払費用	5,566
原材料及び貯蔵品	16,038	未払法人税等	1,113
繰延税金資産	3,844	事業場閉鎖損失引当金	2,062
その他	14,187	その他の引当金	80
貸倒引当金	△ 25	その他	5,598
固定資産	485,889	固定負債	79,031
有形固定資産	186,808	社債	20,000
建物及び構築物	32,922	長期借入金	40,447
機械及び装置	143,843	繰延税金負債	376
車両運搬具及び工具器具備品	768	特別修繕引当金	17,774
土地	6,010	その他の引当金	37
その他	13	その他	395
建設仮勘定	3,249	負債合計	167,817
無形固定資産	2,139	(純資産の部)	
投資その他の資産	296,941	株主資本	458,056
投資有価証券	46,415	資本金	32,155
関係会社株式	139,308	資本剰余金	34,349
関係会社出資金	36,703	資本準備金	33,885
長期貸付金	74,004	その他資本剰余金	463
その他	548	利益剰余金	401,859
貸倒引当金	△ 38	利益準備金	2,988
資産合計	645,369	その他利益剰余金	398,871
		特別償却準備金	16
		別途積立金	205,770
		繰越利益剰余金	193,085
		自己株式	△ 10,308
		評価・換算差額等	19,495
		その他有価証券評価差額金	19,481
		繰延ヘッジ損益	13
		純資産合計	477,552
		負債及び純資産合計	645,369

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(平成30年1月1日から
平成30年12月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		144,473
売上原価		120,078
売上総利益		24,395
販売費及び一般管理費		19,249
営業利益		5,145
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	17,686	
受取技術料	6,243	
その他	1,418	25,348
営業外費用		
支払利息	343	
休止固定資産減価償却費	607	
為替差損	1,966	
その他	384	3,302
経常利益		27,192
特別利益		
特別修繕引当金戻入額	3,774	
投資有価証券売却益	1,941	5,716
特別損失		
固定資産売却損	416	
生産設備停止損失	950	
その他	119	1,486
税引前当期純利益		31,422
法人税、住民税及び事業税	3,177	
法人税等調整額	1,571	4,748
当期純利益		26,674

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(平成30年1月1日から
平成30年12月31日まで)

(単位 百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	32,155	33,885	463	34,349	2,988	56	205,770	176,318	385,132	△ 306	451,331
当期変動額											
特別償却準備金の変動額						△ 40		40	—		—
剰余金の配当								△ 9,946	△ 9,946		△ 9,946
当期純利益								26,674	26,674		26,674
自己株式の取得										△ 10,001	△ 10,001
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 40	—	16,767	16,727	△ 10,001	6,725
当期末残高	32,155	33,885	463	34,349	2,988	16	205,770	193,085	401,859	△ 10,308	458,056

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	30,123	△ 208	29,915	481,246
当期変動額				
特別償却準備金の変動額				—
剰余金の配当				△ 9,946
当期純利益				26,674
自己株式の取得				△ 10,001
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 10,642	222	△ 10,419	△ 10,419
当期変動額合計	△ 10,642	222	△ 10,419	△ 3,694
当期末残高	19,481	13	19,495	477,552

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成 31 年 2 月 19 日

日本電気硝子株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊與政 元 治[Ⓐ]
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 安井 康 二[Ⓐ]
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 溝 静 太[Ⓐ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電気硝子株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電気硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

独立監査人の監査報告書

平成 31 年 2 月 19 日

日本電気硝子株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊與政 元 治[Ⓐ]
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 安井 康 二[Ⓐ]
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 溝 静 太[Ⓐ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電気硝子株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下のとおり監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、監査部その他の使用人等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年2月20日

日本電気硝子株式会社 監査役会

常勤監査役 應 治 雅 彦[㊞]

社外監査役 木 村 圭二郎[㊞]

社外監査役 松 井 克 浩[㊞]

(注) 常勤監査役 来住富治夫は、病気療養中のため、平成31年2月20日の監査役会を欠席いたしましたので本監査報告書に署名押印いたしていません。

以 上

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書 (要約)

(平成30年1月1日から
平成30年12月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	52,002
税金等調整前当期純利益	25,428
減価償却費	29,775
為替差損	3,819
売上債権の減少額	2,693
たな卸資産の減少額	70
仕入債務の増加額	2,970
法人税等の支払額	△ 3,876
その他	△ 8,879
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 19,551
固定資産の取得による支出	△ 25,476
その他	5,925
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 28,503
長短借入金の純減少額	△ 8,226
自己株式の取得による支出	△ 10,001
配当金の支払額	△ 9,942
非支配株主への配当金の支払額	△ 416
その他	84
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 1,534
現金及び現金同等物の増加額	2,413
現金及び現金同等物の期首残高	113,835
現金及び現金同等物の期末残高	116,248

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

以 上

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元につきましては、業績の変動に大きく影響されることなく長期的に安定した配当を継続することを基本とし、株主資本配当率（DOE）2%以上を目標に、財務状況等を勘案しながら配当金額を決定しています。また、中期経営計画達成状況に応じて弾力的な還元策も実施してまいります。

当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおり1株につき50円とさせていただきたいと存じます。この結果、中間配当金50円と合わせ、当事業年度の年間配当金は1株につき100円となり、平成29年7月1日を効力発生日とした株式併合（普通株式5株につき1株の割合で併合）を考慮した前事業年度の年間配当金1株につき90円から10円の増配となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金50円 総額4,830,239,750円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成31年3月29日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員9名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	あり 有 岡 雅 行 (昭和23年9月28日) (再任)	昭和53年4月 当社入社 平成11年6月 取締役就任（現任） 平成14年6月 執行役員就任 平成16年6月 常務執行役員就任 平成20年4月 専務執行役員就任 平成21年6月 社長就任 社長執行役員就任 平成27年3月 取締役会長就任（現任）	14,700株
	<p><取締役候補者とした理由> 有岡雅行氏は、ガラス繊維事業部長及び液晶板ガラス事業本部長を歴任したのち、6年間、社長として、事業ポートフォリオや製造及び開発基盤の改善など、当社グループの事業の安定化を推し進める一方、成長分野には積極的な投資を行いました。また、現在は、取締役会長として、取締役会や株主総会の議長を務める一方、対外関係を中心に代表取締役としての役割を果たしています。こうした経験と実績を踏まえ、同氏が当社グループの更なる成長に資するものと判断し、選任をお願いするものです。</p> <p><取締役会への出席状況> 14回/14回（100%）</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	まつもと 元春 (昭和32年5月30日) (再任)	昭和57年4月 当社入社 平成19年4月 執行役員就任 平成23年6月 取締役就任(現任) 常務執行役員就任 平成25年4月 専務執行役員就任 平成27年3月 社長就任(現任) 社長執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 担当：監査	4,900株
	<p><取締役候補者とした理由> 松本元春氏は、英国子会社や米国子会社社長、当社経理部長及びディスプレイ事業本部長を歴任し、グローバルな企業経営や財務分野において豊富な経験と識見を有しています。社長就任後、平成27年12月に新しい企業理念体系を制定し、平成28年2月には中期経営計画「EGP2018」の策定、欧州及び米国におけるガラス繊維事業の買収など成長分野への積極投資などの施策を着実に実行してきました。平成31年2月に新中期経営計画「EGP2021」を策定し、「世界一の特殊ガラスメーカー」への実現に向けた施策に取り組んでいます。こうした経験と実績を踏まえ、同氏が当社グループの更なる成長に資するものと判断し、選任をお願いするものです。</p> <p><取締役会への出席状況> 14回/14回(100%)</p>		
3	たけうち ひろかず 竹内宏和 (昭和34年6月7日) (再任)	昭和57年4月 当社入社 平成22年4月 執行役員就任 電子部品事業本部長 平成25年6月 取締役就任(現任) 常務執行役員就任 平成29年1月 専務執行役員就任(現任) 平成31年1月 研究開発本部長(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：研究開発、プロセス技術、電子部品事業	3,400株
	<p><取締役候補者とした理由> 竹内宏和氏は、コンシューマーガラス事業、ガラス繊維事業、電子部品事業において、グローバルな生産体制の構築、製品開発力の強化に取り組んできました。現在は研究開発、プロセス技術、電子部品事業を統括する取締役専務執行役員として、当社の研究開発とプロセス技術の改革と強化に取り組んでいます。こうした経験と実績を踏まえ、同氏が当社グループの更なる成長に資するものと判断し、選任をお願いするものです。</p> <p><取締役会への出席状況> 14回/14回(100%)</p>		

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	佐伯彰久 (昭和31年12月23日) (再任)	昭和57年4月 当社入社 平成24年4月 執行役員就任 液晶板ガラス事業本部液晶板ガラス事業部長 平成26年6月 取締役就任(現任) 常務執行役員就任(現任) 平成27年3月 ディスプレイ事業本部長(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：ディスプレイ事業、薄膜事業 〔重要な兼職の状況〕 電気硝子(上海)有限公司董事長 電気硝子(厦門)有限公司董事長 電気硝子(南京)有限公司董事長 東陽電子硝子株式会社代表理事	3,800株
<p><取締役候補者とした理由> 佐伯彰久氏は、マレーシア子会社社長などディスプレイ事業において要職を歴任し、海外で新設した子会社の生産立ち上げや現地での生産性改善、品質改善に尽力しました。また、現在は、ディスプレイ事業を統括する取締役常務執行役員として、今後、ディスプレイ市場の成長が期待される中国での生産体制の構築など戦略的に事業を推進しています。こうした経験と実績を踏まえ、同氏が当社グループの更なる成長に資するものと判断し、選任をお願いするものです。</p> <p><取締役会への出席状況> 14回/14回(100%)</p>			
5	津田幸一 (昭和34年10月15日) (再任)	昭和57年4月 当社入社 平成23年4月 執行役員就任 総務部長 平成27年3月 取締役就任(現任) 常務執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：経理、資材、営業管理 担当：事業戦略、総務、人事、情報システム、東京支社、貿易管理	1,300株
<p><取締役候補者とした理由> 津田幸一氏は、総務部長及び国内子会社代表取締役を歴任し、当社グループの経営基盤を支えるなど、グループ経営に関する豊富な経験と識見を有しています。また、現在は、コーポレート部門を統括する取締役常務執行役員として、当社グループのグローバルな事業戦略や財務などの分野において、経営の一翼を担っています。こうした経験と実績を踏まえ、同氏が当社グループの更なる成長に資するものと判断し、選任をお願いするものです。</p> <p><取締役会への出席状況> 14回/14回(100%)</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	やま ぎまき ひろ き 山 崎 博 樹 (昭和37年3月11日) (再任)	昭和59年4月 当社入社 平成18年10月 技術部長 平成23年4月 執行役員就任 平成28年3月 取締役就任(現任) 常務執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 担当：基盤技術、知的財産、環境管理、品質監査、製品安全、対外技術	1,600株
<p><取締役候補者とした理由> 山崎博樹氏は、技術部門において要職を歴任し、高機能のガラス材料を迅速に開発するための技術企画システムの構築などに尽力しました。また、現在は、基盤技術、知的財産、環境管理、品質監査、製品安全、対外技術を担当する取締役常務執行役員として、国内外の研究機関との連携を通じた基礎研究の強化などを推し進めています。こうした経験と実績を踏まえ、同氏が当社グループの更なる成長に資するものと判断し、選任をお願いするものです。</p> <p><取締役会への出席状況> 14回/14回(100%)</p>			
7	おだ の すみ まる 小 野 純 丸 (昭和20年9月30日) (再任) (社外) (独立)	平成12年4月 滋賀大学経済学部教授 平成15年4月 滋賀大学経済学部附属リスク研究センター長 平成23年4月 国立大学法人滋賀大学名誉教授(現任)、 経済学部特任教授 平成27年3月 当社取締役就任(現任) 〔重要な兼職の状況〕 国立大学法人滋賀大学名誉教授 ケア・インスティテュート株式会社取締役	なし
<p><社外取締役候補者とした理由> 小野純丸氏は、経済学者として国際経済に関する専門的な知識、豊富な経験を有されています。特に東南アジア経済の分野において実績を残すとともに、同分野の人材育成にも携わってこられました。これらの知識、経験を当社の経営に活かしていただくため、選任をお願いするものです。</p> <p><取締役会への出席状況> 14回/14回(100%)</p>			
8	もり しゅう いち 森 修 一 (昭和24年3月8日) (再任) (社外) (独立)	昭和47年4月 住友商事株式会社入社 平成20年6月 同社代表取締役専務執行役員就任 平成23年3月 同社退職 平成23年3月 株式会社ジュピターテレコム代表取締役社長就任 平成26年1月 同社代表取締役会長就任 平成27年6月 同社退職 平成28年3月 当社取締役就任(現任) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社TOKAIケーブルネットワーク社外取締役	300株
<p><社外取締役候補者とした理由> 森修一氏は、住友商事株式会社代表取締役専務執行役員並びに株式会社ジュピターテレコム代表取締役社長及び会長を歴任されました。両社の経営に長年に亘って携われ、会社経営に関する知識、豊富な経験を有されています。これらの知識、経験を当社の経営に活かしていただくため、選任をお願いするものです。</p> <p><取締役会への出席状況> 14回/14回(100%)</p>			

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9	裏出令子 (昭和28年2月6日) (新任) (社外) (独立)	平成22年4月 国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授 平成30年4月 国立大学法人京都大学名誉教授(現任) 国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所特任教授(現任) 〔重要な兼職の状況〕 国立大学法人京都大学名誉教授 国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所特任教授	なし
<p><社外取締役候補者とした理由> 裏出令子氏は、農学系の研究者として実績を残すとともに、同分野の人材育成にも携わってこられ、専門的な知識、豊富な経験を有されています。これらの知識、経験を当社の経営に活かしていただくため、選任をお願いするものです。同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、執行役員制度を採用しています。「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄中の「統括、担当」は執行役員の業務分担を記載しています。
3. 社外取締役候補者 小田野純丸氏に関する事項は、以下のとおりです。
- (1) 小田野純丸氏は、社外取締役候補者です。
 - (2) 小田野純丸氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 - (3) 責任限定契約の概要
当社は、小田野純丸氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。小田野純丸氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定です。
4. 社外取締役候補者 森修一氏に関する事項は、以下のとおりです。
- (1) 森修一氏は、社外取締役候補者です。
 - (2) 森修一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
 - (3) 森修一氏が代表取締役を務めておられた住友商事株式会社グループと当社グループの間には、定常的な取引(当事業年度中における取引額の割合は、当社連結売上高の1.6%)があります。また、住友商事株式会社と当社は相互に株式を保有していますが、その持株比率はそれぞれ0.1%未満です。上記の定常的取引及び株式の相互保有に関しては、その割合が僅少であり、また、森修一氏が同社を退職後、すでに7年が経過していることから、同氏の独立性に問題はないと判断しています。
 - (4) 責任限定契約の概要
当社は、森修一氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。森修一氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定です。
5. 社外取締役候補者 裏出令子氏に関する事項は、以下のとおりです。
- (1) 裏出令子氏は、社外取締役候補者です。
 - (2) 責任限定契約の概要
当社は、裏出令子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度とする契約を締結する予定です。
6. 小田野純丸、森修一及び裏出令子の3氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者です。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役来住富治夫、應治雅彦及び木村圭二郎の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	おう じ まさ ひこ 應 治 雅 彦 (昭和34年9月20日) (再任)	昭和57年4月 当社入社 平成22年10月 開発部長 平成27年1月 社長付 平成27年3月 常勤監査役就任(現任)	1,200株
	<p><監査役候補者とした理由> 應治雅彦氏は、当社の常勤監査役を4年務め、監査役としての豊富な知識と経験を有しており、当社監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものです。</p> <p><取締役会及び監査役会への出席状況> 取締役会14回/14回(100%)、監査役会13回/13回(100%)</p>		
2	はやし よし ひさ 林 嘉 久 (昭和38年5月14日) (新任)	昭和61年4月 当社入社 平成27年3月 総務部長(現任)	1,900株
	<p><監査役候補者とした理由> 林嘉久氏は、長年当社の総務法務業務に携わってきており、当社の経営管理全般に関する豊富な知識と経験を有していることから、当社監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものです。</p>		
3	なか はし つかさ 高 橋 司 (昭和37年12月10日) (新任) (社外) (独立)	平成元年4月 弁護士登録 勝部法律事務所(現 勝部・高橋法律事務所)入所 平成24年7月 勝部・高橋法律事務所代表就任(現任) [重要な兼職の状況] 勝部・高橋法律事務所代表 イオンディライト株式会社社外監査役	なし
	<p><社外監査役候補者とした理由> 高橋司氏は、弁護士として専門的な知識、豊富な経験を有されています。これらの知識、経験を当社の監査に反映していただくため、選任をお願いするものです。同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由から、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりです。
- (1) 高橋司氏は、社外監査役候補者です。
 - (2) 責任限定契約の概要
 当社は、高橋司氏の選任が承認された場合は、同氏の間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度とする契約を締結する予定です。
3. 高橋司氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者です。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。補欠監査役候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
わたなべ とおる 渡辺 徹 (昭和41年2月2日)	平成5年4月 弁護士登録 北浜法律事務所(現 北浜法律事務所・外国法共同事業)入所 平成10年1月 北浜法律事務所・外国法共同事業パートナー就任(現任) 〔重要な兼職の状況〕 北浜法律事務所・外国法共同事業パートナー SHO-BI株式会社社外取締役(監査等委員) 青山商事株式会社社外監査役 オーウエル株式会社社外監査役 国立大学法人京都大学法科大学院客員教授	なし
<p><補欠社外監査役候補者とした理由> 渡辺徹氏は、弁護士として専門的な知識、豊富な経験を有されています。これらの知識、経験を当社の監査に反映していただくため、選任をお願いするものです。同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由から、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりです。
(1) 渡辺徹氏は、補欠社外監査役候補者です。
(2) 責任限定契約の概要
当社は、渡辺徹氏が社外監査役に就任した場合は、同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度とする契約を締結する予定です。
3. 渡辺徹氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしています。

第5号議案 取締役賞与の支給の件

当事業年度末時点の社外取締役を除く取締役7名に対し、中期経営計画「EGP2018」に掲げた課題の達成状況や当事業年度の業績をベースに職責などを総合的に勘案の上、取締役賞与総額8,000万円を支給することといたしたく存じます。

第6号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬等の額は平成12年6月29日開催の第81期定時株主総会において、月額2,800万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)とご承認いただいています。

今般、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたく存じます。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1億円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

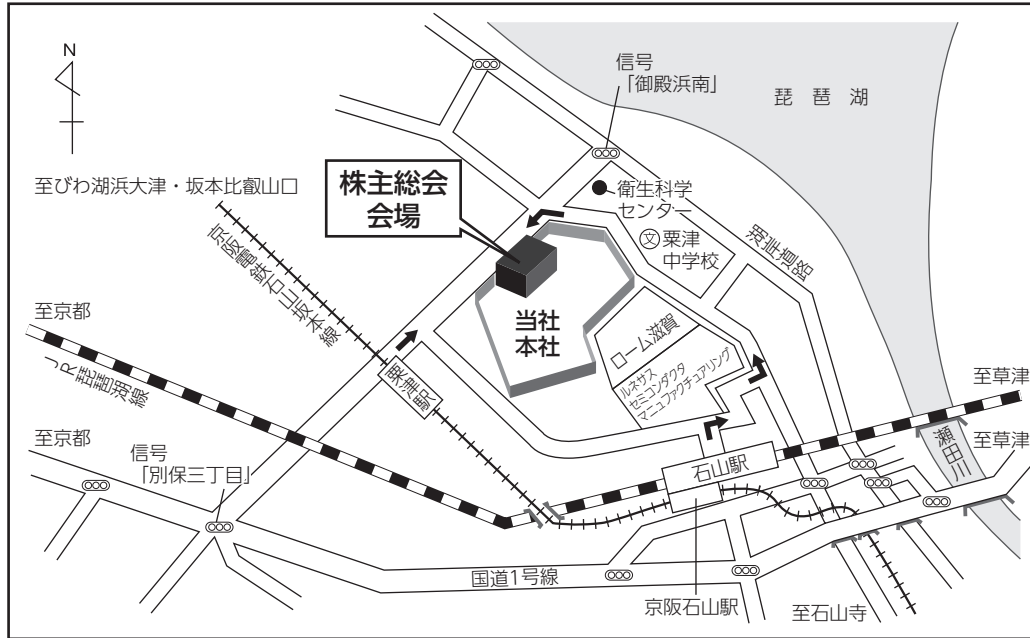
また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年5万株以内（注）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社取締役を退任する日までの期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」といいます。）が満了する前に当社取締役を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社取締役であったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記（5）に規定する場合においては、当社は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

(注) ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。

以上

株主総会会場ご案内図



[会 場]

日本電気硝子株式会社 本社会議室
滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号
電話 (077)537-1700(代表)

[交 通]

- ・JR 琵琶湖線「石山駅」下車 北出口より徒歩約10分
- ・JR 琵琶湖線「石山駅」下車 南出口より京阪電鉄（びわ湖浜大津・坂本比叡山口方面行き）に乗り換え「栗津駅」下車 徒歩約2分

※お車でのご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。